

## 平成27年度予算編成方針

平成26年10月23日  
津島市長 日比 一 昭

我が国の景気は、雇用情勢に改善の動きが見られるほか、個人消費の持ち直しの動きが続いているなど、緩やかな回復基調にあると推測されますが、企業収益の改善に足踏みがみられるなど弱さもみられており、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れにより、景気の先行きを下押しすることが懸念される所です。

また、国の来年度予算の概算要求では、地方交付税などの地方一般財源総額は、中期財政計画を踏まえ、今年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を維持する内容にとどまっており、地方の財政運営に影響を及ぼす制度や施策については、国及び県の予算編成の動向を十分注視し、的確に対応していく必要があります。

このような情勢の中、歳入面では、市民税については内需の緩やかな回復の影響を受け、増収傾向への転換に僅かながら期待が持てる一方、固定資産税については、固定資産評価の見直しに伴う減収が見込まれる所であり、地方交付税については、総務省は景気回復に伴う地方税収の増加を見込んで来年度の地方交付税総額を5パーセントの減少と試算していることなどから、**依然として厳しい状況が予想されます。**

一方、歳出面においては、**少子高齢化の進展に伴う義務的経費等が確実に増加する**ほか、社会情勢の変化や、一層、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応していくと同時に、**将来を見据えた元気で活力あるまちづくりのため、地域の特性を生かした地域経済の活性化に取り組んでいく必要があります。**

こうした状況により、平成27年度も引き続き多額の財源不足が見込まれる中、平成24年度に取り崩した財政調整基金による財源対策を解消する見通しが立たないまま、**財政調整基金からの繰入を前提とした予算編成とならざるを得ず、極めて厳しい状況と言わざるを得ません。**

このため、歳入については、**国、県の設けた財政措置を確実に利用するとともに、**歳出についても引き続き**事務事業の見直し、経費の節減に全力で取り組み、将来にわたって持続可能な行財政基盤を確立していく必要があります。**

以上のことから、平成27年度予算は、次に掲げる「つしま成長戦略」の各項目の実現を市政の重点目標とし、「財政改革行動計画」の推進をはじめとした効率的な行

**財政運営を着実に実行することで、真に必要な分野に、限られた財源を重点的かつ効果的に配分することを基本**として、下記に十分留意の上、年間予算として編成するものとします。

- 1 子ども・子育て応援都市、つしま
- 2 防災・減災のモデル都市、つしま
- 3 地域の特性を活かした交流都市、つしま
- 4 地域経済が活性化する発展都市、つしま
- 5 いつまでも健康で暮らす都市、つしま

#### 記

- 1 行政活動の計画・立案に際しては、別に示す「予算編成留意事項」に沿って、市民にとって真に必要な施策であるかを吟味し、現下の極めて厳しい財政状況に鑑み、政策目的と具体的な施策との整合性が確保されているかを十分検証した上で、制度・施策そのものの廃止・休止を含めた徹底的な見直しを行うこと。

また、引き続き「財政改革行動計画」後半期の取組みに積極的に取り組むことで、効率的な行財政運営に努めるとともに、「総合計画実施計画」に掲げた施策の推進に努め、本市が直面している複雑多様な課題に的確に対応すること。

- 2 いっそうの重点化、効率化に努め、事業の所要額を十分精査し、必要最小限の額で立案すること。

(1) 義務的経費及び性質上削減が困難な経費（①人件費的性格事業、②制度事業）については、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。

(2) **⑥実施計画掲載事業**については、**別途通知された額の範囲内で必要最小限の立案**とすること。ただし、補助事業については、国及び県の平成27年度当初予算要求を踏まえた額で立案すること。

(3) **一般行政経費**（③施設維持管理経費、④単独補助金、⑤単独扶助費、⑦その他投資的事業、⑧その他の事業、⑨指定管理者制度事業）については、各部局において事務事業の見直しを徹底して行うこと。このため、**枠配分方式の趣旨を理解し、付与された財源の範囲内で、各部局長の責任において、事業毎に一律的な削減を行うことなく、関係者等と十分に調整を図りながら、真に必要な施策へ重点配分**すること。

(4) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等法律」に基づき、**年度内に消費税率の引上げが予定されているので、法律の主旨及び税率の引上げに伴い講じられることが見込まれる所要の措置を踏まえ、適切に対応**すること。

- 3 **行政評価制度を活用し、成果重視の視点から、施策目標を達成するための寄与する度合が低い事業は、廃止・休止を含め、抜本的に見直すこと。**  
また、民間との役割分担に配慮しつつ、必要と認められる場合には市民または民間との連携、協働についても積極的に検討すること。
- 4 **監査等における指摘事項については、事業内容及び執行方法等を十分検討のうえ、早期の是正に取り組むこと。**
- 5 **各部局に共通する行政課題については、事業の重複、競合を避けるとともに、事業効果をより高めることを念頭に、関係部課相互の連絡・調整により解決を図ること。**
- 6 **債務負担行為については、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、制度本来の趣旨に沿って適切な運用を図るものとし、歳出予算と一体的に検討して、真に必要かつ最小限の額にとどめること。**
- 7 **特別会計及び企業会計については、特にその設置の趣旨を十分に踏まえて、常に経営改善に努め、健全な財政運営を基本とした事業執行計画に基づいて編成すること。**
- 8 **一部事務組合、出資法人等に対する財政的支援については、将来的な財政負担に配慮し、各団体の収支及び中・長期の経営計画を的確に把握した上で、検討を行うこと。**